

胎内市建設コンサルタント等業務制限付一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年5月21日

胎内市長 井畑 明彦

1 委託概要

- (1) 委託名 市道上ノ淵小学校線(無名橋164-1)橋梁災害復旧事業建物・工作物事後調査業務委託
(2) 履行場所 胎内市 大川町 地内
(3) 業種 補償コンサル
(4) 委託内容 地盤変動影響調査等
事後調査 建物 5棟
事後調査 工作物 4箇所
(5) 履行期間 60日間

2 予定価格

事後公表

3 最低制限価格

設定する
※最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格未満の金額の入札については失格とする。
※なお、本案件は、胎内市最低制限価格制度要綱第3条第3項で規定する最低制限価格の設定方法について、以下のとおり読み替えて設定するものとする。
「直接経費」については「直接経費+立会謝金」と読み替える。

4 入札保証金

免除する。

5 契約条件

- (1) 契約保証金 契約金額の100分の10以上必要。ただし、胎内市財務規則(平成17年規則第48号)第114条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
(2) 前払金 適用しない
(3) 部分払 適用しない

6 入札参加資格

(1)	胎内市建設コンサルタント等業務制限付一般競争入札に関する要綱(平成24年告示第50号)第4条の規定により、入札参加資格を有すると認められる者であること。
(2)	業種・部門 公告日現在において、胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成17年告示第14号)第6条第1項の入札参加資格者名簿(令和7・8年度)に下記の業種(部門)で登載されているもの。 業種「補償コンサルタント」の部門「事業損失」
(3)	地域要件 公告日現在において、胎内市、新発田市、村上市、聖籠町又は関川村に主たる営業所を有する者であること。
(4)	実績要件 要しない
(5)	配置技術者の資格等 配置する技術者については、次のいずれかに該当する者であること。 ・補償業務管理士(事業損失部門)の資格を有する者 ・事業損失部門に係る補償業務に関して7年以上の実務経験を有する者
(6)	配置技術者の実績要件 —
(7)	配置技術者の専任 —
(8)	その他要件 「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条及び第3条に定める部門のうち、「事業損失部門」について国土交通大臣の登録を受けている者
(9)	単体の業者であること。
(10)	この入札に参加しようとする他の者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

7 設計図書等の閲覧

次のとおり設計図書及び添付図面等の閲覧を行う。

- (1) 閲覧期間 令和8年5月21日(木) から 令和8年6月5日(金)
- (2) 方法 入札情報サービス及び胎内市役所3階 設計図書閲覧所にて公開する。
(ただし、入札情報サービス運用時間外を除く。)

8 入札参加申請

入札参加希望者は、入札参加申請書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年5月21日(木) 正午から 令和8年5月29日(金) 午後4時まで
(ただし、電子入札システムの休止時間を除く。)
- (2) 提出書類 参加資格確認申請書
※添付書類 添付資料省略届
(「添付資料が不要な案件であるため」を選択し、必要事項を入力の上、添付すること。)
- (3) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。
- (4) 参加資格の決定 令和8年6月3日(水) 午後5時までに電子入札システムにより通知する。

9 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 方法及びあて先 指定の様式(質問書)を使用しメールにて、財政課契約検査係あてに行うこと。
keiyaku@city.tainai.lg.jp
- (2) 受付期限 令和8年6月1日(月) 午後5時
- (3) 回答 令和8年6月3日(水) 午後5時までに入札情報サービス及び胎内市役所3階 設計図書閲覧所にて公表する。
- (4) その他 メール送信後、到達の確認を電話にて行うこと。

10 入札及び開札の日時等

- (1) 受付期間 令和8年6月4日(木) 午前9時から 令和8年6月5日(金) 午後4時まで
(ただし、電子入札システムの休止時間を除く。)
- (2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。
- (3) 開札日時 令和8年6月8日(月) 午前10時以降
- (4) その他
 - (ア) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (イ) 入札回数
2回を限度とする。(うち、再入札1回)
再入札の日程等は、電子入札システムにより確認すること。
- (5) 落札者の決定
開札後、落札を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
(事後審査型)
上記で落札候補者となった者は、入札日の翌日(その日が市の休日に当たるときはその翌日以後において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日)の正午までに、次に掲げる書類を市長に提出すること。(提出先は、胎内市財政課)
 - (ア) 入札参加資格審査書類の提出について(様式第2号)
 - (イ) 配置技術者調書(様式第4号)
 - (ウ) その他要件で指定した、登録がわかる資料・書類(写し可)
 - (エ) 契約保証に関する届出書(様式第1号)
 - (オ) その他別に指定する書類(指示した場合のみ)

11 その他

- (1) この公告に定めるもののほか入札の実施については、胎内市財務規則等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
- (2) 入札において、重大な瑕疵があった場合には、胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成17年訓令第38号)に基づき、指名停止等の措置を講ずることがある。
- (3) 入札参加資格を有しない場合、及び入札の条件に違反した場合は、当該入札は無効とする。
- (4) 資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等については返却しない。
- (5) 対象案件の入札参加申請者数が少数で競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがある。
- (6) 本件は電子入札案件のため、入札書の提出は原則として電子入札システムによる提出となるが、紙入札が認められた場合は、次の提出場所に持参又は書留郵便により提出すること。なお、郵便により提出した場合は、再入札に参加することはできない。
提出場所 〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号 胎内市役所 財政課契約検査係
- (7) 落札者には、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて、地元業者を下請に利用すること及び資材等の地元発注を希望する。

12 照会先

- (1) 一般的事項 財政課 契約検査係 (電話:0254-43-6111・内線 1341)
- (2) 設計に関する事項 地域整備課 土木係 (電話:0254-43-6111・内線 1215)